令和７年度

山形県公立大学法人

年　度　計　画

令和７年３月

山形県公立大学法人

目　　次

第１　年度計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２　山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(1) 教育の内容及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(2) 教育実施体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(3) 学生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(4) 学生支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

２　研究に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信・・・・・・・・・・・・・・・6

(2) 研究実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

３　地域貢献に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(1) 地域で活躍する人材の輩出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(2) 地域社会への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(3) 教育研究成果の地域への還元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(4) 他大学との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(5) 高等学校等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(6) 県民への学びの機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

４　国際交流に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２の２　山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

(1) 教育の内容及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

(2) 教育実施体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(3) 学生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(4) 学生支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

２　研究に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信・・・・・・・・・・・・・・・12
(2) 研究実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3　地域貢献に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・13
(1) 地域で活躍する人材の輩出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(2) 地域社会への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(3) 教育研究成果の地域への還元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(4) 他大学との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(5) 高等学校等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(6) 県民への学びの機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4　国際交流に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・14

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1　運営体制の改善に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・14
2　教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・14
3　人事の適正化に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・15
4　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・15

第４　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1　自己収入の確保に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・15
(1) 外部研究資金の獲得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(2) その他自己収入の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2　経費の効率化に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・16
3　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・16

第５　自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
1　評価の充実に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・16
2　情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するための措置・・・・・16

第６　その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置
1　安全管理に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・17
2　人権に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・17

３　法令遵守に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・17

第７　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

１　予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

２　収支計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

３　資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第８　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

２　想定される理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第９　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第 10　第９に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第 11　剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第 12　山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

１　施設及び設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

２　人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

３　積立金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

４　その他法人の業務運営に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第１　年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの１年間とする。

第２　山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

①　学部教育

豊かな人間性と、幅広く深い教養と知識のうえに、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた国際的な視野を有する人材を育成する教育を全教員の共通認識のもと展開する。

また、教育の成果として、地域の栄養政策を牽引できる管理栄養士や学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭を輩出するなど、保健・医療・福祉・介護など、県内各界において食を通じた健康づくりを担い、広い視野を持ち活躍する人材を養成するため、教育に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア　学生に大学での学修を通して知識や技能がどの程度身についたかを「学修成果自己評価システム」に入力させ、その集計結果を教育プログラムの改善に活用する。

イ　成績公表に合わせ「ＧＰＡ値分布図」を学生に公表し、学修意欲の向上を図るとともに、学生の学修状況を数値的に把握することにより、履修指導に活用する。

また、各授業の到達目標の意義を学生が十分に理解でき、自己の学修の成果を客観的にかえりみることができるような評価基準を明示しているか、シラバスの検証、改善を行う。

ウ　学生が主体的に授業に参加するために、講義内でのグループワークや討論、実験・実習等での共同作業を充実させる。

また、各教員が授業評価アンケート等を活用し、高い教育効果が得られる講義であったかを検証し、改善を図る。

エ　全開講科目において「授業評価アンケート」を実施し、その結果を各教員に配付するとともに、次期授業の改善に努める。

また、回答率をもとに実施時期や方法等を検討するとともに、質問項目や文言

等が適切であったかを確認する。

② 大学院教育

栄養に関するより高度な専門知識と専門技術を身に付け、医療・福祉・介護などの現場で指導的役割を果たす人材や、行政・研究機関等で栄養に関する施策の推進や地域の栄養課題の解決に貢献する人材、管理栄養士等を養成する施設において指導を行う人材を育成するため、教育研究に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア　大学院教員の資質向上を図る研修を実施するとともに、研究科全体の教育研究水準の向上のため、健康栄養科学系の研究科を有する他大学院をはじめとした外部機関との間で連携・共同に向けた情報交換を積極的に行う。

また、学生が主体的に学修を行えるよう、教育課程の改訂を検討するとともに、研究環境の整備など教育研究の充実に向けた取組みを進める。

イ　地域の栄養課題を踏まえつつ、学生の要望・資質を十分に考慮した研究課題を選定し、学生の主体的な研究活動を指導していく。研究指導には主・副研究指導教員の他、必要に応じ他領域の教員が助言できる体制を継続するとともに、学生の学修状況や成績評価結果を研究科教員全員で共有し、少人数教育を活かした個別指導を実施する。インターンシップ等の手法による教育を拡充するための方策について、過年度の実施状況等を参考にしながら研究科委員会において協議を進める。少人数の学生を対象としたグループワーク等の教育方法のあり方については、外部機関との連携・協働の可能性も含めて情報収集を行う。

また、授業や研究において、優れた研究文献や欧米の文献などを積極的に取扱うとともに、学生を学会等に参加させるなど、新しい知見の修得や最新の研究動向を押さえて学修・研究できるような環境整備に努める。

ウ　学生の学修環境に応じ、土曜日の授業開講や遠隔授業の実施、長期履修制度の活用など、柔軟な対応を継続する。開講日時や遠隔授業の実施方法については、学生の到達度や学生による授業評価などを参考にしながら教育効果の分析を行い、社会人学生に配慮した授業のあり方への改善を図る。

エ　学位論文審査を含む成績評価について、公正、適正に行われているか検証しながら実施する。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

各教員の専門領域や資質、適性を考慮のうえ、大学院の運営にも配慮しながら、学生や地域のニーズに適切に対応できる教員、外部講師等の配置に努める。

また、地域での農業体験を取り入れながら、山形の歴史や食文化を学ぶ科目を開講する。実施にあたっては、地域特性に対する理解を深めるため、地域で活躍する専門家を活用する。

② 教育環境

ア　学生生活全般にわたる教育環境改善を目的に、学生が直接発言することのできる機会として学生代表と理事等との懇談会を行う。

また、より多くの学生の意見や要望を聞くために専用のメールアドレスを設け常時意見を受け付けるとともに、定期的に「学生の声アンケート」を実施する。学生の意見や要望に関しては、関係する委員会等と連携し、より望ましい教育環境の整備に努める。

イ　視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や演習・実習用備品等を適宜更新するとともに、必要な機器・備品等の更新を順次行う。

ウ　電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、講義期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員、地域住民の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して学内学外を問わず利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

ア　県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、以下の方策に取り組み、次の入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

・一般選抜

志願者倍率　３．７倍

・学校推薦型選抜(社会人選抜を含む)

志願者倍率　１．９倍

イ　アドミッション・ポリシーを踏まえた上で、在学中のＧＰＡ、卒業時の国試合格率等、入試形態との関連性の分析を行うとともに、入学者アンケートの結果や入試広報セミナー等から収集した情報を整理しながら、入試制度や広報活動について検証を行い、改善を図る。

ウ　県内高等学校の進路指導担当教員を対象とした説明会の開催や高校訪問を実施するとともに、各高校や企業が実施する模擬授業や大学説明会に参加するなど、積極的に高等学校との連携強化に努める。実施にあたっては、県内を中心としながらも、東北地方も視野に入れ、志願者の確保に努める。併せて、長期休業期間中に学生特使を出身校に派遣する。

エ　オープンキャンパスの開催にあたり、前年度の実施状況や参加者アンケートの結果等を踏まえながら、実施内容・開催時期について検討を行い、年２回実施する。

　また、入試広報の重要な情報発信媒体であるホームページや大学案内について、外部のＷｅｂページへの結びつけや資料発送等を活用して、より多くの受験生や高校教員に閲覧してもらえるよう努める。併せて、説明会や模擬授業等のオンラインでの実施や、ＳＮＳや進学情報サイト等を活用した情報発信を行うことで、より直接的かつ戦略的に受験生へ本学をＰＲする。

　さらに、(一社)全国栄養士養成施設協会や(公社)日本栄養士会等の関係機関・団体との連携を図り、管理栄養士及び本学の特色をＰＲする。

オ　遠隔授業の実施を強調するなど、社会人が仕事と学業の両立を図れる学修環境であることを訴求点とし、効果的な情報発信を行う。

　また、現場で働く管理栄養士や学生から情報を収集しながら、学生の確保につながるよう就学環境の改善を図る。

　さらに、厚生労働省の教育訓練給付制度の講座指定を受けることにより、学生が支払った学費の一部が支給をされる旨の情報発信を行い、学生の確保を図る。

(4) 学生支援の充実

①　学修支援

ア　１学年２人担任制により個人面談や履修相談等を適宜行うとともに、全教員オフィスアワーの設定、ＳＮＳやメール等による相談受付を行うなど、学生がいつでも相談できる体制の整備に努める。

　また、４月のガイダンスで支援・相談体制について説明を行うとともに、障がい等のある学生への支援や学生相談室の利用についての情報提供、相談窓口の設置等により、履修に関する不安の解消に努める。

　さらに、修学ポートフォリオ等を活用し、学生に対して適切に評価が行われているかを教務学生委員会等で前期・後期ごとに確認する。

イ　障がい等のある学生への支援内容や体制をホームページや「履修・学生生活の

手引き」などで広く周知するとともに、支援を必要とする学生がいれば、定期的な面談を通して、学生のニーズに応えた支援を行う。

② 生活支援

ア　新学期の不安解消につなげるため、４月にピアサポーター学生や地域住民らによる新入生・在学生へのサポートイベントを実施する。

　また、心身の健康保持とメンタル不調の防止につなげるため、ヨガ体験講座等のイベントを実施する。

　さらに、教員・支援担当職員・看護師・カウンセラーで適切に学生に関する情報を共有し、全学的な支援体制のもと支援を行う。

イ　授業料免除や奨学金に関する説明会を実施するほか、各制度に関する情報を随時掲示板やＷｅｂ、ＳＮＳ等を活用して提供するなど一層の周知に努める。

　また、随時個別相談に応じ、各制度の案内や奨学金の紹介等を行うことで、学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

ウ　学寮入寮者対象の寮務寮生会議等に関係教職員が参加し、学生からの意見や要望を聞き取り、適宜改善等を行っていく。

　また、学生自治会と大学との意見交換会を開催し、学生からの意見を聞き取った上で建設的な話し合いを行う場を設定する。

③ キャリア支援

ア　１～３年生を対象とした「ＯＢ・ＯＧの話を聞く会」を開催し、様々な分野における管理栄養士の役割や仕事内容を理解する機会を設ける。

　また、卒業生から就職活動の実体験を聞くことにより、自身の進路実現に向けて必要なことを考え、具体的な準備ができるようにする。

　さらに、エンプロイメントアドバイザー（就職相談員）による面談やキャリアガイダンスを１年次から継続して実施し、自身の進路について、低学年時から意識づけを図る。

イ　管理栄養士の国家試験合格率100%を目指し、業者模試を複数回実施する。一定の得点に達しない学生に対しては再試験や個人面談を実施し支援する。教員間においては模試の出題内容と結果を共有し、保護者には模試の結果を郵送し共有する。

　また、国家試験に関する最新情報の提供及び休日における実習室の開放を行う。

ウ　学生の進路目標を達成するために、希望職種に応じた対策ガイダンス、個別指

導及び図書の購入等を実施し、学生の希望に応じたきめ細やかな支援を実施する。

求人票、インターンシップ及び企業説明会等の情報をTeamsと掲示板を用いて迅速に学生へ提供する。また、企業の希望に応じて、個別の企業説明会も開催する。

２　研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア　行政や関係機関等と積極的に情報交換を行い、それらの施策や動向、地域の課題等の把握に努めるとともに、研究シーズ集を作成するなど、学外からの相談対応、共同研究及び受託研究を推進する。

また、地域連携・研究推進センターの研究や活動成果については、ホームページの活用や報告書などにより、広く情報発信を行う。

イ　本学の資金支援制度（戦略的研究推進費）の積極的な活用を促進するとともに、自己評価改善・ＳＤＦＤ委員会との連携による外部資金獲得に向けた研修会を開催するなど、教員が科学研究費補助金をはじめとした外部資金を獲得するための支援を実施する。

また、地域が抱える栄養課題の解決を図るための研究を推進し、その研究成果の有効活用を図る。

(2) 研究実施体制の整備

教員業績評価や学外での研修制度の活用により、教員の研究に対するモチベーション向上につなげるとともに、各種研修会の開催により、教職員全体で課題の共有化を図り、各種委員会活動や事業等が効果的かつ効率的に実施できる協働体制を構築する。

３　地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

ア　地域で活躍する人材の育成に資するよう、県内の病院や福祉施設、保健所等と連携し、現場での実習を伴う教育を実施する。

また、実習をより効果的に実施するため、実習先との意見交換等を通して現場の意見を取り入れ、必要な見直しを行う。

イ　大学主催での県内企業見学バスツアーの企画や、関係機関が実施する県内就職に資する事業の積極的な周知等を行うことにより、県内企業と本学学生の双方におけ

る理解度や認知度向上に繋げる。

また、教職員による県内企業への積極的なＰＲや、県や市町村・商工会議所等に対し学生の採用を働きかける活動を実施し、積極的なＰＲ活動を展開する。

ウ　キャリア支援センターと連携しながら、卒業生に対する県内就職に関する情報提供に努める。

(2) 地域社会への参画

学生の課外活動や学園祭等の活動を支援するとともに、ホームページやInstagram等で広く情報提供する。

また、地域連携・研究推進センターと連携しながら、学生が行う地域活性化につながる活動等について資金面や運営面・広報面等の助言と支援を行い、地域での活動に参画する機会を創出する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

県をはじめとする行政機関や他大学、企業、関係機関等との情報交換に努めるとともに、それらと連携した健康や栄養に関する事業（健康・栄養に関する啓発活動、調査や改善策の提案等）や講師派遣等を通して地域貢献を行う。

(4) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」の参画大学との単位互換や大学等進学説明会などの活動に参加するとともに、県内大学の中でも特に、県立保健医療大学との教職員や学生との多職種連携に関するグループワークや意見交換等を通して連携を推進する。

(5) 高等学校等との連携

県内外の高校や小中学校で模擬授業や公開講座等を積極的に行い、その授業等において健康増進に係る管理栄養士の役割等を説明し、小中高校と連携して、本学趣旨を理解した受験者の確保を図る。実施にあたっては、対面のみならず、オンラインでも行う。

(6) 県民への学びの機会の提供

学内教員及び他大学の教員による講演の動画配信等も活用しながら、栄養や健康をテーマとした公開講座やリカレント講座を開講し、地域の栄養関係者をはじめ広く県民が学び続けることができる機会の提供を図る。

４　国際交流に関する目標を達成するための措置

ア　地域で開催される国際交流活動への積極的な参加を学生に促し、また、国際的に活

躍している管理栄養士等の活動に触れ、多文化共生についての理解を深める機会を設けるなど、学生の多文化共生への理解や国際感覚の育成に努める。

イ　本学教員の海外における研究活動を支援して海外情報の収集に努め、教育研究に活用する。

第２の２　山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

教養と実学をバランスよく身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生を育成・輩出するため、全教員の共有認識のもと教養教育と専門教育の融合を図りつつ、教育に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア　「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に掲げる教育目標の達成に向け、内部質保証の方針に従い策定したガイドラインに基づき自己点検・評価を実施し、教育課程の改善を図る。

イ　他大学からの受講生受け入れ状況、及び本学高大連携授業科目を受講した学生の学修成果に鑑みて、本学対象科目のラインナップの充実を図る。

また、引き続き単位互換制度の周知を図り、他大学において対象科目単位を修得した場合は適切な単位認定を行う。

ウ　教務委員会と自己評価改善・ＳＤＦＤ委員会が協働して、有益な授業改善ワークショップの開催を図り、そこでの有用な実践例を参考に、効果的な学修の場の提供と効果的な評価方法の可能性を引き続き検討する。

また、学生による学修成果の把握方法として、アンケートフォームを活用した「教育内容・成長実感に関する年度末アンケート」を実施する。更に各学科ではTOEIC IPなどの各種検定試験や、ルーブリックによる成績評価などを指標とすることで多角的な測定を行う。

エ　全ての開講科目において「授業評価アンケート」を実施し、同アンケートで得られた学生からの評価を各教員に個別に通達することで、次期授業の改善へつなげる。併せて、アンケートの有用性と回答率の向上について検討する。

また、授業改善ワークショップ等の開催といった授業改善のＰＤＣＡサイクルを機能させるための啓蒙的活動を行い、より高い教育効果が得られる授業運営を研究

していく。

オ　成績公表に合わせ「ＧＰＡ値分布図」を学生に公表し、学修意欲の向上を図るとともに、学生の学修状況を数値的に把握することにより、履修指導に活用する。

また、各授業の到達目標の意義を学生が十分に理解でき、自己の学修の成果を客観的にかえりみることができるような評価基準を明示しているか、シラバスの検証、改善を行う。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

各教員の専門領域や資質・適性を考慮のうえ、学生や地域のニーズに適切に対応し、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努める。

また、「総合教養講座」について、限られた予算の範囲内で最大の効果を引き出せるよう、学生並びに地域の受講者にとって魅力的な講座となるよう、外部有識者の選定、活用を図る。その他の授業科目に関しても、外部有識者の活用の可能性について引き続き検討する。

② 教育環境

ア　教育環境を含む学生生活全般に関する学生の率直な意見を聴取することを目的に、学生代表と法人理事等との対話の機会を設ける。

また、主に教育環境改善を目的に年２回「学生の声アンケート」を実施するほか、メールによる「学生の声」を常時受け付け、学生からの意見や要望を関係する委員会と連携し、より望ましい教育環境の整備を進める。

イ　視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や演習・実習用備品等を適宜更新するとともに、必要な機器・備品等の更新を順次行う。

ウ　電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、講義期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員、地域住民の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して学内学外を問わず利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

ア　県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、イ～エの方策に取り組み、次の入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

・一般選抜

志願者倍率　２．３倍

・学校推薦型選抜

志願者倍率　１．０倍

・総合型選抜（自己推薦）

志願者倍率　１．０倍

・総合型選抜（ＡＯ）

志願者倍率　１．３倍

また、アドミッション・ポリシーをより反映した入試にするため、前年度の入試の結果を踏まえ、各学科の入試内容(入試形態・募集人員・面接及び試験問題の内容等)の見直しを行う。

イ　入試状況や入学予定者調査等の分析をもとにして、志願者確保のための効果的な広報活動を展開する。

また、より多くの志願者を確保するため、前年度の入試結果を踏まえ、入試内容等(入試形態・募集人員・出願資格、出願方式、入試会場)について検討のうえ、見直しを行う。

このほか、入試改革による入試形態ごとの志願者数の増減や評価方法を不断に検証し、適正な入試の実施に努める。

ウ　前年度に実施した入試の結果を踏まえながら、県内志願者の増加につながるよう、以下の方策を実施する。

ⅰ　県内を中心とした高校の進路担当教員等を対象とした大学説明会を開催する。

ⅱ　訪問を実施する教員に高校側への説明事項を周知徹底したうえで、積極的に高校訪問を実施する。学校推薦型選抜後も、主に県内高校を対象とした訪問を必要に応じて実施する。志願実績等を踏まえて訪問先を選定し、より効果的な実施となるよう努める。

ⅲ　学生特使の実施時期及び人数配分を各学科の進路の実情に応じて検討し、適切に実施する。

エ　オープンキャンパスの開催にあたり、前年度の実施状況、参加者アンケートの結果及び参加人数を踏まえ、開催時期及び実施内容について検討を行い、参加者にとって参加しやすく、本学の特色をより効果的に伝えられる内容に改善する。

また、入試情報・大学情報の重要な情報発信媒体であるホームページについて、

新入生へのアンケート等を踏まえつつ、利用者がより見やすく、必要な情報が入手できるように入試関連ページを改善する。併せて、Ｗｅｂ広告やＷｅｂ大学進学説明会を活用して本学を第一希望としていない受験者層等、ターゲットを明確にした広報を実施する。

このほか、高校生が多く利用しているＷｅｂやＳＮＳを積極的に活用し、本学の総合短期大学としての特色や入試及びオープンキャンパスの情報を分かりやすく伝える。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

ア　担任制によるきめ細かな指導、全教員オフィスアワーの設定、ＳＮＳやメール等による相談受付を行うなど、学修について学生がいつでも相談できる体制の整備に努める。

また、４月のガイダンスで支援・相談体制について説明を行うとともに、障がい等のある学生への支援や学生相談室の利用についての情報提供、相談窓口の設置等により、履修に関する不安の解消に努める。

さらに、教育改善に生かすため、各学科の学位授与方針に示されている学習成果を適切に測定するための方法や指標を引き続き検討し、それらを定める。

イ　障がい等のある学生への支援内容や体制をホームページや「履修・学生生活の手引き」などで広く周知するとともに、支援を必要とする学生との定期的な面談を通して、学生のニーズに応えた支援を行う。また、学修不安を抱える学生への支援として、年４回の「学修・進路相談会」を実施する。

② 生活支援

ア　新学期の不安解消につなげるため、４月にピアサポーター学生や地域住民らによる新入生・在学生へのサポートイベントを実施する。そのほかにも、年４回の「学修・進路相談会」を実施し、不安の早期解消に努める。

また、心身の健康保持とメンタル不調の防止につなげるため、ヨガ体験講座等のイベントを実施する。

さらに、教員・支援担当職員・看護師・カウンセラーで適切に学生に関する情報を共有し、全学的な支援体制のもと支援を行う。

イ　授業料免除や奨学金に関する説明会を実施するほか、各制度に関する情報を随時掲示板やＷｅｂ、ＳＮＳ等を活用して提供するなど一層の周知に努める。

また、随時個別相談に応じ、各制度の案内や奨学金の紹介等を行うことで、学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

ウ　学寮入寮者対象の寮務寮生会議等に関係教職員が参加し、学生からの意見や要望を聞き取り、適宜改善等を行っていく。

また、学生自治会と大学との意見交換会を開催し、学生からの意見を聞き取った上で建設的な話し合いを行う場を設定する。

③　キャリア支援

ア　学生の希望進路に応じた各種講座の実施や学生相談へのきめ細かな対応、学生への適時の進路情報提供など総合的なキャリア支援策を、キャリアコンサルタント資格を有する教員と連携しながら着実に実施する。

また、キャリア支援センター職員のスキルアップや、オンライン上での就職活動や編入学試験にも対応した支援を行うことで、キャリア支援センターの機能充実を図る。

イ　就職希望者の就職率向上を目指し、就職に役立つ各種講座、キャリアコンサルタント資格を有する教員によるキャリアカウンセリング等の実施、地元企業訪問などによる求人開拓、学内企業説明会の開催のほか、学外の企業説明会やインターンシップへの参加、各種資格試験受験に対する支援を継続して実施する。

また、労働・雇用関係者やＯＧと協力した学生への情報提供や就職活動支援等について着実に実施する。

ウ　編入学希望者の合格率向上を目指し、編入学状況の変化に対応した各種講座や模擬試験・面接練習の開催、情報提供、相談・支援体制の整備のほか、編入学英語・小論文指導を行う指導員の配置を継続する。

また、学生の帰属する学科ゼミ担当者とキャリア支援センターが相互緊密な連携を図り、学生の要望に応えるべく、対応を強化する。

２　研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア　本学の資金支援制度（戦略的研究推進費等）の周知・活用や、自己評価改善・ＳＤＦＤ委員会との連携による外部資金獲得に資する各種研修会の周知や開催など、教員が科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得を行うための活動を支援する。

イ　教員の研究成果に関する広報活動として、機関リポジトリ運用指針に従い、大学

紀要及び生活文化研究報告書に加え、その他学術雑誌掲載論文等についても積極的に社会に発信していく。

また、生活文化研究所を中心に、地域や社会における課題に対応した研究を推進し、その研究成果を研究成果報告会などを通して積極的に発信していく。

(2) 研究実施体制の整備

教員業績評価や学外での研修制度の活用により、教員の研究に対するモチベーション向上につなげるとともに、各種研修会の開催により、教職員全体で課題の共有化を図り、各種委員会活動や事業等が効果的かつ効率的に実施できる協働体制を構築する。

３　地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

本学に対する地域の人材ニーズを把握するため、企業訪問など様々な機会を捉え情報収集を行うとともに、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

また、県などの関係機関が実施する県内就職に資する事業と連携し、学生への周知や積極的な参加を促すとともに、県内就職したＯＧの講話や県内企業を訪問・見学する機会を設けるなどの取組みを行う。

(2) 地域社会への参画

学生の課外活動や学園祭等の活動を支援するとともに、ホームページやInstagram等で広く情報提供する。

また、学生が行う地域活性化につながる活動等について資金面や運営面・広報面等の助言と支援を行い、地域での活動に参画する機会を創出する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

生活文化研究所の活動を中心として、県内の行政・教育機関や企業、有識者等との共同研究を推進するとともに、その成果を還元し、地域貢献を進める。

(4) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」及び「米沢市学園都市推進協議会」の活動に積極的に参画する。特に近接する栄養大及び山形大学（工学部）との連携を推進していく。

(5) 高等学校等との連携

地域の高校との連携協定に基づいた受講生の受け入れや、県内高校教員を対象とした大学説明会、県内高校等への出前講座及び高校訪問について、より有効な実施方法について検討し、積極的に行う。

また、そうした機会を活用し、高大連携のあり方や地域のニーズに合ったカリキュラムを模索するために、大学と高校の実情等について積極的に情報交換を行う。

以上のような活動を通して、地域教育への貢献を行うとともに、県内進学者の増加に努める。

(6) 県民への学びの機会の提供

地域のニーズに即した公開講座や講師派遣を実施し、地域住民や児童生徒に対して「学び」の機会を提供する。

また、新しい生涯学習・リカレント教育の一環として「授業の開放」を行うため、単位認定を目的としない聴講生制度を実施する。

４　国際交流に関する目標を達成するための措置

ア　「異文化理解実習」について、より多くの学生が参加しやすくするための工夫について検討する。

イ　国際化に対応した教育研究を推進するため、国際学会の開催にかかる案内等を周知するとともに、国際学会への出席や海外での研究活動を支援する。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

ア　機動的・効率的な法人及び大学運営が行われるよう、法人役員等による定期的な会議を通して各理事及び管理職が情報を共有し、理事長を補佐する執行体制の強化に努めるとともに、理事長・学長の裁量に基づく経費の活用などにより２大学の戦略的な運営に取り組む。

イ　より効果的な運営体制の構築を目指し、委員会等の学内組織について、法人役員会議で検証を行い、必要に応じて適時適切な見直しを行う。

ウ　幅広い意見を大学運営に反映できるよう、理事や審議会委員の改選にあたっては、学外有識者や専門家を積極的に登用する。

２　教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

ア　栄養大・米短大ともに、内部質保証に関する方針に従い策定したガイドラインに基づき、各組織ごと自己点検及び評価を実施し、必要に応じて教育課程の見直しを図る。

また、栄養大では、内部質保証専門部会により、ディプロマ・ポリシー等の検討を

行う。

イ　米短大における今後のカリキュラムの改善に向けた検討や、教育研究に支障が生じることの無いよう、施設・設備の計画的な整備・改修を行い、ハード・ソフト両面から教育研究機能の充実を図る。

　また、学内タスクフォースでの検討内容も踏まえ、魅力を向上するための具体的な対応を検討する。

３　人事の適正化に関する目標を達成するための措置

ア　各教員の専門領域や資質・適正を考慮のうえ、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努めるとともに、教員の採用及び選考にあたっては、両大学の人事に関する規程等に基づき、適切に手続きを進める。

　また、男女共同参画や女性の職業生活における活躍の推進の観点から、女性研究者の育成及び支援、並びに積極的採用に努める。

イ　教員の教育・研究活動の一層の向上及び教職員の能力向上を目的としたＳＤ・ＦＤを実施する。

　また、他機関で実施しているＳＤ・ＦＤに関連した情報を全教員に発信し、積極的な活用を促す。

ウ　大学業務の専門性向上を図るため、自主的な研修会や各種研修会への参加を支援するとともに、ＯＪＴによる実務研修等やジョブローテーションにより、法人採用職員のキャリア形成を継続的に行う。

エ　人事評価の実施過程において、年度目標や業務の進め方等について共有を図るとともに、優秀な業績の教員に対しては、表彰及び特別研究費の交付など教員の研究に対するモチベーション向上と研究活動の更なる推進を図る。

４　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

　各職員が日頃から業務の効率化、業務システムの有効活用等を心がけるとともに、事務局全体の業務の調整、事務事業の見直しを随時行う。

第４　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

学部研究資金を積極的に獲得するため、学外の有識者や学内の外部資金既得者による競争的外部資金獲得のための研修会を開催する。

また、学外の各種資金支援制度の周知を図り、積極的な活用を呼び掛ける。

(2) その他自己収入の確保

授業料、入学料などの確実な納付を図るため、一部免除者、徴収猶予者及び支払遅延者の状況を把握し、適宜、適切な督促・指導等を行い、未納防止に努める。特に卒業年次生の猶予者は卒業判定に関わるため、納入の手立て等確認し、猶予期限までの確実な納入を促す。

また、法人基金の募集について、様々な機会を捉えて周知を行う。

２　経費の効率化に関する目標を達成するための措置

一層の経費節減に向け、引き続き全教職員の意識を高め、冷暖房機器の温度調整、ＬＥＤ照明への交換、印刷物の電子化・会議の見直し等によるペーパーレス化、裏紙利用・両面印刷・Ｎアップ印刷及びカラー印刷の厳選等による印刷経費の節減等により管理的経費の節減を図る。

３　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

大学施設の有料での地域開放について、その使用料を含め本学のホームページなどで引き続き周知し、施設の有効活用を図る。

また、会計関連規程に基づいた適正な資金管理を引き続き行うとともに、短期の定期性預金などにより、安全かつ効果的に余裕資金を運用し、収入の増加を図る。

第５　自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　評価の充実に関する目標を達成するための措置

「内部質保証に関する方針」に基づき、内部質保証専門部会を中心として、自己点検・評価の実施と結果の公表を行い、大学教育の内部質保証を推進する。

２　情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

ア　財務諸表や事業報告書、年度計画等の法人の運営に関する情報について、積極的かつ速やかに公開する。

イ　大学案内やリニューアル後のホームページを活用し、学生の教育研究活動や地域での活躍などの情報を適時紹介するとともに、ＳＮＳ等の多様な情報発信媒体を効果的に活用しながら、大学の特色や魅力を積極的に発信していく。

ウ　法人が保有する個人情報の管理及び個人情報の開示請求について、適宜点検を実施しながら適切に対応していく。

第６　その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　安全管理に関する目標を達成するための措置

ア　衛生委員会が中心となって、職員の健康管理に係る情報提供やストレスチェックの実施、職場巡視等を行い、職員の健康の保持増進、職場環境の改善に努める。

イ　引き続き、大雨等の警報発令や大学周辺での不審者事案、熊の出没等の事態が発生した際は、迅速に学内に注意喚起を行い、被害防止に努める。

　また、そうした事態に備え、随時危機管理マニュアルの点検・整備を行うとともに、警察等関係機関との情報共有・連携に努めるほか、年１回消防訓練を実施する。

ウ　大学の情報システムや情報機器を含むネットワーク環境について、随時点検・整備するとともに、情報セキュリティポリシーに基づく講習・周知を行う。

２　人権に関する目標を達成するための措置

　ハラスメントに関する国の動きや人権意識向上を含めた研修会を開催し、全教職員に受講を義務づけ、ハラスメントの発生防止に努める。

　ハラスメント事案が発生した際は迅速に調査を行い、ハラスメント対策委員会と相談室が緊密に連携しつつ、関係当事者のプライバシーに配慮しながら、適切に対応する。

３　法令遵守に関する目標を達成するための措置

ア　コンプライアンスを推進するための研修会を開催し、教職員の法令遵守に対する意識の向上に努める。

イ　適正な業務運営を確保するため、年１回定期の内部監査を実施するとともに、必要に応じ随時の内部監査を行う。

　また、必要に応じ監事に対して内部監査の質の向上を図るために助言を求める。

第７　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

１　予算（令和７年度）

（単位：千円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,314,091
補助金等収入	0
自己収入	332,129
授業料等収入	322,863
その他の収入	9,266
受託研究等収入	200
目的積立金取崩	10,666
計	1,657,086
支出	
業務費	1,000,507
教育研究経費	195,810
人件費	804,697
一般管理費	656,379
受託研究等経費	200
施設整備費	0
計	1,657,086

２　収支計画（令和７年度）

（単位：千円）

区分	金額
費用の部	1,708,906
業務費	1,035,881
教育研究経費	230,984
受託研究費等	200
人件費	804,697
一般管理費	616,279
その他費用	0
施設整備費	0
減価償却費	56,746
収益の部	1,708,906
運営費交付金収益	1,314,091
補助金等収益	789
授業料収益	289,701
入学金収益	75,176
入学考査料収益	9,017
受託研究等収益	200
その他の収益	9,266
臨時利益	0
目的積立金取崩	10,666

３　資金計画（令和７年度）

（単位：千円）

区分	金額
資金支出	1,657,086
業務活動による支出	1,605,260
投資活動による支出	3,234
財務活動による支出	48,592
次年度への繰越金	0
資金収入	1,657,086
業務活動による収入	1,646,420
運営費交付金による収入	1,314,091
補助金等による収入	0
授業料等による収入	322,863
受託研究等による収入	200
その他の収入	9,266
投資活動による収入	0
施設等整備による収入	0
長期貸付金の回収による収入	0
利息受取額	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	10,666

第８　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額

１億円

２　想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第９　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第10　第９に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第11　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

第12　山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

１　施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を行う。

２　人事に関する計画

第３の３「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

３　積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

４　その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし